

福井労働局発表  
平成31年3月29日

担当	福井労働局雇用環境・均等室 室長 森田 邦子 指導官 川口ひろみ 電話 (0776) 22-0221
----	---

## 「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーン ～ おかしい！！と思ったら、ネットで検索&電話で相談 ～

学生がアルバイトをする際、さまざまなトラブルに巻き込まれることがあります。

これらのトラブルの中には、企業及び学生が必要な知識を持っていれば、簡単に避けられるものも少なくありません。

福井労働局(局長 嶋田 悦郎)では、新入学生がアルバイトを始めるこの時期(4月～7月)に、「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを実施し、企業に対しては、「学生アルバイトであっても、労働基準法、最低賃金法などの労働関係法令が適用されること」や「学業とアルバイトの両立が可能なシフトに配慮すること」などを呼びかけるとともに、学生に対しては、「アルバイトで労働条件がおかしい」と思ったら、一人で悩まず学校や家族、そして『若者相談コーナー』に相談するよう呼びかけを行っています。

確かめよう！  
労働条件。



「たしかめたん」

### 1 相談対応

#### (1) 「若者相談コーナー」の設置

福井労働局及び労働基準監督署に「若者相談コーナー」を設置し、「アルバイト採用時に合意した以上のシフトを入れる、人手が足りないといった理由で学生を休ませない」等、学生及び保護者等からのあらゆる相談に対応します。

- ・ 「仕事(アルバイト)のトラブル こんなことで困っていませんか？」(別添1)

#### (2) 「労働条件相談ほっとライン」(0120-811-610)

月～金：午後5時～午後10時、土・日・祝日：午前9時～午後9時

### 2 学生に対する労働関係法令の周知

(1) 大学等において、労働法制に係る講義及び個別相談を実施します。

(2) 大学等を通じ、啓発資料(リーフレット)を配布します。

- ・ 「仕事(アルバイト)のトラブル こんなことで困っていませんか？」(別添1)
- ・ 「学生の皆さんへ アルバイトをする前に知っておきたい7つのポイント」(別添2)
- ・ 「アプリで労働条件に関する法律をクイズやマンガを通じて学習できる！  
確かめよう労働条件！」(別添3)

### 3 事業主に対する労働関係法令の周知

- ・ 「事業主の皆さんへ『アルバイトの労働条件を確かめよう！』キャンペーン中です！！」(別添4)